

2020年3月1日

各位

川口信用金庫

定期預金・積立定期預金の「満期・中間利払いのお知らせ」の 郵送一部廃止について

平素は、川口信用金庫をご愛顧賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では定期預金・積立定期預金の「満期・中間利払いのお知らせ」の郵送につきましては、紙類使用による環境への配慮および個人情報の漏洩防止等の観点から一部の郵送を下記のとおり廃止させていただきます。

何卒お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 一部郵送を廃止する内容

個人のお客さま宛ての「満期・中間利払いのお知らせ（兼計算書）」の郵送を以下に該当する預金に限り廃止させていただきます。

(1) 対象預金

預金期間1年未満の定期預金（自動継続定期預金を含みます。）および積立定期預金

※「マル優ご利用のお客さま」「法人のお客さま」および「外貨定期預金」は、引続きお知らせを郵送いたします。

(2) 郵送廃止日

2020年（令和2年）6月満期分より

2. 口座を開設されるお客さまへのご案内

近年、世間では預金口座を悪用した、いわゆる振り込め詐欺の犯罪が数多く発生し、社会的にも大きな問題となっております。当金庫ではこうした金融犯罪を未然に防止するため、新規口座を開設されるお客さまへ以下のお願いをいたしております。

- ・口座の開設は、お客さまの「お住まい・勤務先・主たる事務所」の近隣の営業店にて賜ります。
- ・お申込に際しては、公的な確認書類等での確認が必要になります。
- ・お申し出にお応えできず口座開設をお断りすることがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

*詳しくは、お取引店窓口または近隣の営業店の窓口にお問い合わせください。

以上